第一条の三の見出しを「（特定現物出資）」に改める。

第十一条の三第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項第一号イ中「このイ」を「イ」に改める。

第十二条第一項第一号イ中「規約又は」を「規約」に改め、同号ロ中「特定有価証券」を「内国特定有価証券」に、「役員会の決議、投資主総会の決議若しくは組合員総会の決議」を「役員会（投資信託及び投資法人に関する法律第百十二条に規定する役員会その他これに類する機関をいう。以下同じ。）の決議、投資主総会（同法第八十九条第一項に規定する投資主総会その他これに類する機関をいう。以下同じ。）の決議若しくは組合員等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合の組合員、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約における営業者、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合の組合員又はこれらに類する者をいう。以下ロ及び第二十五条第二項第三号において同じ。）の決定」に、「組合員総会の議事録」を「組合員等の決定があったことを証する書面」に改め、同号ハ中「若しくは特定信託財産に関し業務上密接な関係を有する法人（」を「、特定信託財産若しくは組合等財産（第二十九条において「ファンド等」と総称する。）に関し業務上密接な関係を有する法人（当該有価証券届出書の提出者が令第二十七条第二号イ又はロに規定する投資法人である場合にあっては、特定関係法人を含む。）」に改め、同項第三号ホ中「投資法人」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）」を加え、同項第七号ニ中「外国投資法人」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項第一号のハの「特定関係法人」とは、投資法人の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下この項において同じ。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。）又は当該資産運用会社の利害関係人等（同法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、令第二十九条の三第三項各号のいずれかに掲げる取引（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）第五十五条の八各項に定める基準に該当するものに限る。）を行い、若しくは行った法人をいう。

第十五条第三号中「内国投資証券」を「内国投資証券　次に掲げる事項」に改め、同条第四号中「外国投資証券」を「外国投資証券　次に掲げる事項」に改め、同条第六号中「外国資産流動化証券」を「外国資産流動化証券　次に掲げる事項」に改め、同条第八号中「外国資産信託流動化受益証券」を「外国資産信託流動化受益証券　次に掲げる事項」に改め、同条第十号中「外国貸付債権信託受益証券」を「外国貸付債権信託受益証券　次に掲げる事項」に改め、同条第十二号中「外国抵当証券」を「外国抵当証券　次に掲げる事項」に改め、同条第十四号中「外国有価証券投資事業権利等」を「外国有価証券投資事業権利等　次に掲げる事項」に改める。

第十六条第二号中「外国投資信託受益証券」を「外国投資信託受益証券　次に掲げる事項」に改め、同条第四号中「外国投資証券」を「外国投資証券　次に掲げる事項」に改める。

第十八条の十第一項第一号イからトまで以外の部分中「発行登録目論見書」を「発行登録目論見書　次に掲げる事項」に改め、同項第二号イからハまで以外の部分中「発行登録仮目論見書　次に掲げる事項」に改め、同項第三号イ及びロ以外の部分中「発行登録追補目論見書」を「発行登録追補目論見書　次に掲げる事項」に改める。

第二十条第一項第三号中「又は第五号の二」を「から第五号の三までのいずれか」に改める。

第二十三条第一号中「及び有価証券投資事業権利等」を「、内国有価証券投資事業権利等及び外国有価証券投資事業権利等」に、「有価証券投資事業権利等を除く。」を「内国有価証券投資事業権利等及び外国有価証券投資事業権利等を除く。」に改める。

第二十五条第二項第三号中「組合員総会の決議」を「組合員等の決定」に、「組合員総会の議事録」を「組合員等の決定があったことを証する書面」に改め、同条第四項第一号リ及びヌ中「法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等のうち」を削り、「に限る」を「に該当するものに限る」に改める。

第二十六条第二号中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。）」を「財務諸表等規則」に、「財務諸表をいう。同号」を「財務諸表をいう。次号」に改める。

第二十七条第一項第一号から第四号まで中「発行者」を「発行者　次に掲げる書類」に改め、同号ロ中「書類」を「書面」に改め、同項第五号から第九号まで及び第十二号中「発行者」を「発行者　次に掲げる書類」に改め、同号ロ中「書類」を「書面」に改め、同項第十三号中「発行者」を「発行者　次に掲げる書類」に改め、同号ロ中「書類」を「書面」に改め、同項第十五号中「発行者」を「発行者　次に掲げる書類」に改め、同号ロ中「書類」を「書面」に改め、同項第十六号及び第十七号中「発行者」を「発行者　次に掲げる書類」に改める。

第二十九条第一項中「の規定により特定有価証券の発行者が臨時報告書を提出すべき場合として」を「に規定する」に改め、「掲げる場合」の下に「（同項第十号又は第十三号に掲げる場合にあっては、第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発行者が、当該発行者が加入している金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下この項において同じ。）の規則の定めるところにより、当該金融商品取引業協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により、当該特定有価証券に係るファンド等の名称及び次項第十号又は第十三号に掲げる事項を公表したときを除く。）」を加え、同条第二項中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同項第一号中「行う場合　次に掲げる事項」に改め、同項第二号中「主要な関係法人の異動」を「当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人の異動」に、「）があった場合」を「以下この号において同じ。）が当該発行者における業務執行を決定する機関（当該発行者が第二十三条第二号に掲げる特定有価証券の発行者である場合にあっては、当該特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分を決定する機関。以下この号及び第十四号において「業務執行等決定機関」という。）により決定された場合（当該主要な関係法人の異動の決定を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書（その訂正届出書を含む。以下この号及び次号において同じ。）を既に提出した場合を除く。）又は主要な関係法人の異動があった場合（当該主要な関係法人の異動が当該発行者における業務執行等決定機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合又は当該主要な関係法人の異動を次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合を除く。）　次に掲げる事項」に改め、同号ロ中「当該異動の」の下に「理由及びその」を加え、同項第三号中「発行者が」を「発行者の」に改め、「基本方針」の下に「、運用体制」を加え、「場合」を「場合（当該変更があったことを次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書を既に提出した場合を除く。）　次に掲げる事項」に改め、同項第四号中「信託財産又は特定信託財産」を「ファンド等」に改め、同項に次の十号を加える。

五　当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等に係る重要な災害（当該ファンド等の当該災害による被害を受けた資産（有価証券を除く。）の帳簿価額が当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）の百分の三以上に相当する額である災害をいう。）が発生し、それがやんだ場合で、当該重要な災害による被害が当該ファンド等の運用実績に著しい影響を及ぼすと認められる場合　次に掲げる事項

イ　当該重要な災害の発生年月日

ロ　当該重要な災害が発生した場所

ハ　当該重要な災害により被害を受けた資産（有価証券を除く。）の種類及び帳簿価額並びにそれに対し支払われた保険金額

ニ　当該重要な災害による被害が当該ファンド等の運用実績に及ぼす影響